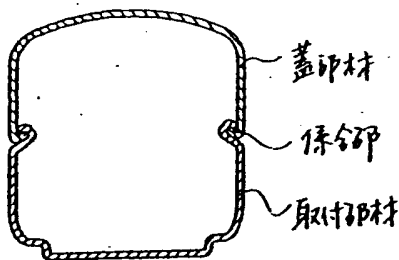
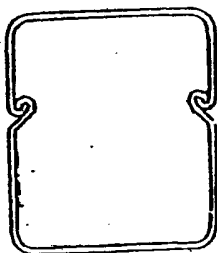


意匠法第3条第1項第3号に基づく拒絶理由に対し  
反論した意見書の例

【本願意匠】（平成11年意匠登録願第6523号）



【引用意匠】



角い凹部が表れている点において共通しているにも拘らず、非類似の意匠として登録されている。これは、上面が弧状をなすか、やや角張っているか、という違いが重視された為であると思われる。

【第6号証と第7号証】

第6号証と第7号証は、外形形状が隅丸な四角形状をなす点が共通し、さらには係合部の形状や、底面部の四角い凹部が表れる点でも共通しているが、非類似の意匠として登録されている。これは、平面部の中央に凹部が表れるか否かという違いや、4隅部が僅かに面取りされた形状をなすか否か、といった違いの方が重視された為であると思われる。

【第8号証と第9号証】

さらに、第8号証と第9号証とは、四角形の上面を波型に形成した外形形状や、係合部の形状において共通しているにも拘らず、非類似の意匠として登録されている。これは、上面の波が3つ山になっているか、2つ山になっているという差異の方が、共通点以上に重視された為であると思われる。

ii) この種意匠の要部

以上に述べた登録状況から、この種意匠の類否の判断に当たっては、基本的形状の異同よりも、部分的に表れる凹凸や、隅部などの具体的な形状における異同の方が重視されている（要部となる）ことが裏付けられていると思われる。

(3) 本願意匠と引用意匠の対比

これらの点を踏まえつつ、以下両意匠の対比を行う。

i) 基本的構成態様

本願意匠と引用意匠は、上端部の両内側に係合凹溝を有する取付部材と、下端部の両外側に係合凸条を有する蓋部材とを嵌合させて、全体として略四角筒状をなしたという

4. 理由

(1) 本願意匠と引用意匠は非類似であると思料致しますので、以下にその理由を申し述べます。なお、これらの意匠は長尺物であり、断面にその特徴が表れるものといえるので、詳細な形状の特定、対比は断面図を用いて行います。

(2) この種の保護カバーにおける意匠的要部

i) 周辺意匠について

本願意匠と引用意匠は、エアコンのダクト等の管類を被覆するためのカバーの意匠であり、左右2ヶ所に係合部を備えた筒状をなし、半割れ状態にできるようになったものである。

その周辺意匠としては、第2～9号証の登録意匠が存在しているが、これらの登録状況を見る限り、基本的構成態様が共通するもの同士であっても、周面の凹凸形状の違いなどによって、互いに非類似と判断されていることがわかる。

すなわち、この種の意匠においては、かなり細部の形状に着目して類否が決められており、個々の意匠の類似範囲が狭く解釈されているものと考えられるのである（第1号証として一覧マップを添付しているのでご参照賜りたい）。

【第2号証と第3号証】

例えば、第2号証と第3号証とは、四隅を斜状に形成した略八角形状の外形形状をなす点において共通しており、さらに係合部の形状も共通しているにも拘らず、互いに非類似の意匠として登録されている。これは、上下面の中央部に表れる凹凸の形状に一定の差異が見られ、その差異の方が、上記の共通点以上に重視された為であると思われる。

【第4号証と第5号証】

また、第4号証と第5号証は、やや偏平な薄鉢状の外形形状をなす点や、係合部の位置、そして下面の2ヶ所に4

基本的構成態様を備える点において共通する。

ii) 具体的構成態様

しかし、具体態構成態様としては、以下のような共通点、差異点が認められる。

共通点①：係合部の形状

両意匠は、Jの字状に湾曲させた上下の係合部を内側で係合せしめるようにした係合部の形状において共通している。

差異点①：取付部下面の形状

本願意匠の取付部下面には、中央に偏平な上向きコ字状をなす凸条が表れて台座のようにになっているに対し、引用意匠の同面は全くのフラットに形成されている点が相違している。

差異点②：蓋部材上面の形状

本願意匠の蓋部材上面は、緩やかな円弧状に膨らんでいるのに対し、引用意匠の同面はフラットに形成されている点が相違している。

(4) 本願意匠と引用意匠の類否判断

両意匠は、基本的構成態様において共通しているが、こうした形態は、過去の登録事例に照らしても要部とはなり得ないものといえるため、類否判断に与える影響は小さいと考えられる。

一方、両意匠は、この種意匠の要部となり得る具体的構成態様において、係合部の形状が共通し、上面部及び下面部の凹凸形状は相違している。

この点について、過去の類否判断事例を見るに、前記(2)のi)において述べたように、係合部の形状が共通するものであっても、周面に表れる凹凸形状が相違していることによって、全体として非類似と判断された事例が多々存在している。

そして、本願意匠と引用意匠間に認められる、上面及び

下面の凹凸形状の違いの程度は、既述の各号証間に見られる違いに比べて、同程度もしくはそれ以上に顕著なものであり、この種意匠の印象を別異ならしめるに十分なものといえる。

従って、両意匠を全体的に観察した場合、差異点が共通点を凌駕しており、本願意匠からは上面が膨らんだ柔らかくて曲面基調の印象、また、台座によって持ち上げられているかのような印象が感じられるのに対し、引用意匠からは四角張った、かっちりとした印象や、底面全体が地に付いた安定感のある印象が感じられる。

このように、両意匠から感じられる印象は大きく異なっており、互いに非類似の意匠と見做されるべきものであると確信する。

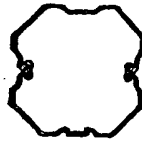
(5) 結論

以上述べたように、本願意匠と引用意匠とは要部において相違する非類似の意匠であり、本願意匠は当然登録されるべきものであると思料致します。

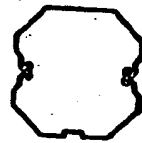
何卒、再度御審査の上、速やかに登録査定賜りますようお願い申し上げます。

【証拠方法】

(第2号証) 952876  
 登録 平4-29132 審判 平7-6058  
 (22) 出願 平4 (1992) 10月5日  
 (24) 登録 平8 (1996) 2月13日



(第3号証) 952877  
 登録 平4-29133 審判 平7-6059  
 (22) 出願 平4 (1992) 10月5日  
 (24) 登録 平8 (1996) 2月13日



(第4号証) 926955  
 登録 平4-29127 (22) 出願 平4 (1992) 10月5日  
 (24) 登録 平7 (1995) 3月23日



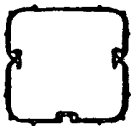
(第5号証) 926956  
 登録 平4-29128 (22) 出願 平4 (1992) 10月5日  
 (24) 登録 平7 (1995) 3月23日



5

6

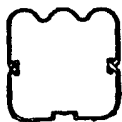
(第6号証) 751874  
 登録 昭60-36910 出願 昭60(1985) 8月30日  
 登録 昭63(1988) 9月29日



(第7号証) 926921  
 登録 平2-11337 (22) 出願 平2 (1990) 4月2日  
 (24) 登録 平7 (1995) 3月23日



(第8号証) 902343  
 登録 平4-28984 (22) 出願 平4 (1992) 10月2日  
 (24) 登録 平5 (1994) 4月8日



(第9号証) 925151  
 登録 平1-28935 (22) 出願 平4 (1992) 10月2日  
 (24) 登録 平7 (1995) 2月22日



7